

第6次沖縄市障がい者プラン策定支援業務

(第6次障害者基本計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画)

委託事業者選定（プロポーザル審査）実施要領

令和7年5月

沖縄市健康福祉部 障がい福祉課

1. 目的

障がい者の福祉に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法第11条第3項に基づく第6次障害者基本計画と、障害者総合支援法第88条に基づく第8期障害福祉計画、児童福祉法第33条の20に基づく第4期障害児福祉計画を策定する。本計画の策定にあたり、委託業者を公平に選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務委託の概要

(1) 業務名

第6次沖縄市障がい者プラン策定支援業務委託

(2) 委託内容

「第6次沖縄市障がい者プラン策定支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日（令和7年度内）から令和9年3月31日まで

3. 提案上限額

令和7年度：5,408,000円（消費税・地方消費税込の額）

令和8年度：5,592,000円（消費税・地方消費税込の額）

※上記金額は、企画提案のための上限として設定しているものであり、契約金額ではない。

※見積額が上限額を上回る場合は、プロポーザル審査の対象外とする。

4. 支払方法

各年度業務完了払い

5. 参加資格

本業務委託にかかる企画提案に参加できる者は、以下に掲げる事項をすべて満たしていること。

(1) 単体企業として参加する場合

- ① 沖縄市有資格業者の請負契約に係る指名停止等の措置に関する要領による入札参加停止を受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ③ 法人税、所得税、地方税、消費税または地方消費税を滞納していないこと。
- ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続き等を行っていないこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号にあげる団体、及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

- ⑥ 本業務を遂行し得るに足る実績を有していること。
- ⑦ 本業務を統括する主任担当者は、法人の正社員、かつ、過去5年間に於いて、本業務とあるいは類似する業務の経験及び実績を1件以上有すること。
- ⑧ 本業務を確実に遂行できること。

(2) 共同企業体（JV）として参加する場合

共同企業体を組織して本プロポーザルに参加しようとする場合には、構成者がそれぞれの業務範囲に応じて上記（1）に掲げる要件を全て満たしていなければならない。この場合においては、応募書類の提出までに共同企業体を組織し、共同企業体の設置に関する協定書の写しを応募書類の提出時に添付するものとする。ただし、代表となる企業は、主たる業務を担うものとする。

(3) 県内に事業所本社または支社等を置き（共同企業体として参加する場合は、代表となる企業）、かつ、正社員が常駐していること。

6. 応募方法

(1) 参加表明

本業務委託にかかる企画提案に参加を希望する者は、令和7年6月10日（火）17時までに下記QRコードに示すLoGoフォームより参加表明を行うこと。



<https://logoform.jp/f/QGbTz>

(2) 応募書類の提出

提出方法：持参による窓口提出

提出先：沖縄市健康福祉部障がい福祉課（本庁舎1階）

受付日時：令和7年6月12日（木）、13日（金）

9時から17時まで ※12時から13時の間は除く。

※台風等で閉庁となったときは、翌開庁日までとする。

提出部数：「提出書類一覧」の必要書類一式を1部（原本）、副本5部

②～⑥のPDFデータ（CD-R等）

※電子データはメールでの提出可、ただし、電話にて受信確認を行うこと。

電子メール送付先：s_fukusia41@city.okinawa.lg.jp

提出書類一覧

提出書類	様式等	
①企画提案届出書 兼 応募資格宣誓書	[様式第1号]	
②事業者の概要	[様式第2号]	
③事業者の事業実績	[様式第3号] ※業務実績が複数の場合は、同種業務及び地域性を優先し、最大8件まで記入すること。 ※ロジックモデルを活用した計画策定を行っている場合は、その旨記載すること。	
④業務の実施体制及び 業務従事者調書	[様式第4号]	
⑤企画提案書	<ul style="list-style-type: none"> • [様式第5号] [任意様式] • 規格はA4を基本とすること。 • 文字サイズは11^号以上とすること。 • 本業務に関する提案者の考え方、委託業務項目の実施方法や手法等を提案の基本として提案趣旨を明確にし、簡潔にまとめること。 • 企画提案の内容は、提案者が責任をもって履行できる内容とすること。 • 提案においては、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、具体的に明確な企画提案書を作成すること。 • [様式第5号]に定めのないことであっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば積極的な提案を求める。 	
⑥参考見積書	[様式任意] ※消費税・地方消費税込の額 令和7年度実施分と令和8年度実施分をそれぞれ作成し、作業項目や作業にかかる人数、業務項目ごとの費用等を記載した内訳書（様式任意）を添付すること。	
⑦履歴事項全部証明書	過去3年前までの履歴が掲載されている証明書	※ ⑦⑧について 「沖縄市入札参加資格者登録名簿」に登録された者は、提出を省略することができる。
⑧滞納のない証明書 (納税証明書)	国税、県税、市税 ※発行から3か月以内	
⑨協定書の写し	※共同企業体（JV）として参加する場合	

※共同企業体（JV）の場合は、上記のうち②③⑦⑧を企業ごとに提出すること。

(3) 提出に関する留意点

- ①使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- ②提出書類は A4 縦型フラットファイルに左閉じとし、全書類にページ数とインデックスを付すること。
- ③企画提案書は提出期限までは自由に改変が出来るものとする。ただし、改変するときは提出された書類を一旦持ち帰り、改めて改変された書類を提出すること。
- ④提出締め切り後は、提出書類の修正、追加、変更を認めない。
- ⑤書類提出にかかる費用は、応募者の負担とする。
- ⑥提出された資料等の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用することはない。ただし、事業者選考に伴う作業等に必要な範囲において、市が企画提案書等の複製、記録及び保存を行う。
- ⑦提出された書類については、沖縄市情報公開条例に基づき、公開する場合がある。

(4) 無効となる企画提案書

提出された企画提案書が以下のいずれかに該当する場合には、これを無効とすることがある。

- ①提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの。
- ②作成様式及び記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの。
- ③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ④記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- ⑤許容された表現方法以外の表現が用いられているもの。
- ⑥虚偽の内容が記載されているもの。

※なお、企画提案書その他の提出書類に虚偽の内容を記載した場合には、その行為を行った者に対し、市の指名停止の措置を行うことがある。

7. 参加の辞退

本業務委託にかかる企画提案を辞退する場合は、辞退届（様式 6）を令和7年6月17日（火）17時までに、障がい福祉課へ提出すること。

期日までに辞退届原本の提出ができない場合は、電子メールにてデータ（PDF）を先に提出し、原本については後日すみやかに提出すること。

8. 質問受付期間および回答

本実施要領および仕様書の内容について質問があるときは、次のとおり受け付ける。

(1) 質問受付期間

令和7年5月19日（月）から令和7年5月30日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

質問内容を企画提案質問書（様式 7）に記入の上、電子メールにより提出すること。送信後、電話により受信確認を行うこと。

※期間を過ぎた質問、メール提出以外での問い合わせは一切回答しない。

提出先： 沖縄市 健康福祉部 障がい福祉課

Mail： s_fukusia41@city.okinawa.lg.jp

件名：【会社名】障がい者プラン策定支援業務プロポーザルへの質問について

(3) 質問への回答

質問者名を伏せて、ホームページ上に随時公開する。

最終更新日：令和 7 年 6 月 6 日（金）

9. 委託業者の選定方法

(1) 審査者

沖縄市職員で構成する「沖縄市障がい者プラン策定業務委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」）及び事務局にて審査を行う。なお、審査は非公開とする。

(2) 審査の流れ

①1 次審査（書類審査）

「評価指標」に基づき事務局による書類審査を行い、3 者程度を選定する。

書類提出日	本要領 6. (2) のとおり
審査結果	1 次審査の結果については、選定委員会の承認を得たのち、令和 7 年 6 月 24 日（火）（予定）に事務局より応募事業者へ通知を行う。

②2 次審査（プレゼンテーション審査）

1 次審査で選定された事業者に対し、選定委員会委員による 2 次審査（プレゼンテーション審査）開催を通知する。

1 次審査と同様、「評価指標」に基づき審査を行う。

開催日	令和 7 年 7 月 2 日（水）から 7 月 8 日（火） の間でいずれかの日 ※ 1 次審査結果通知の際に通知
開催場所	沖縄市役所 ※ 1 次審査結果通知の際に通知

<p>審査方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション用の資料については、当日配布を認めるが、内容については事前に提出した企画提案書に基づき作成すること。 ・プレゼンテーションは1者につき説明15分以内、質疑応答20分以内とする。 ・プレゼンテーションの説明者は計画策定に携わる主任担当者とする。なお、担当者は2名まで同席することができる。 ・説明に必要な機材（PC等）は提案者側で用意すること。 <p>※大型モニター及びHDMIケーブルは本市で用意する。</p>
<p>審査結果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1次審査及び2次審査の合計得点の最高得点提案者を本業務委託契約にかかる委託候補者として決定する。但し、得点が「評価指標」における配点合計の60%未満の場合は、委託候補者としない。 ・審査結果については、委託候補者の決定後、プレゼンテーションを行った提案者に対し書面で通知する。 ・選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査結果について異議申し立ては受け付けない。

③失格事項

次に該当した場合は失格とする。

- ・提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・2次審査開始時間に遅刻又は欠席をした場合
- ・審査の公平性を害する行為があった場合
- ・前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等、選定委員長が失格であると認めた場合
- ・その他、参加資格要件を満たさなくなった場合

(3) 評価指標

	評価項目	評価指標
書類審査	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な業務を提供できる実施体制か
	主任担当者の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・主任担当者のコンサルタント業務の従事年数 ・主任担当者の計画策定（同種・類似）コンサルタント業務の実績

	法人の業務実績	<ul style="list-style-type: none"> 法人の同種・類似業務の実績 同種業務：障害者関連計画 類似業務：福祉関連計画 ※基礎調査のみの場合は該当しない。
プレゼンテーション審査	業務理解度	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、市の動向を踏まえ、社会福祉分野の関連施策と今後の方向性についての的確に把握しているか 障がい者プランおよび当該計画に関連する市の計画に対する知識は十分で、本市の現状を的確にとらえているか 現行計画の評価と課題把握は的確であるか
	策定手法	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定の手法、組み立て方、独創性、発想力等 プレゼンテーション能力、質疑への対応等
	基礎調査	<ul style="list-style-type: none"> 各種調査結果等を的確に分析し、計画に反映するための具体的かつ効果的な手法が示されているか アンケートの回答率を上げるための工夫や市民から多様な意見を引き出すためにどのような取り組みを行うか
	業務工程事務局への支援	<ul style="list-style-type: none"> スケジュールの設定は適切か、不測の事態への対応が考えられているか (手順や工程等に現実性が高く、工程計画が柔軟か) 担当課への支援等が具体的かつ明確に示されているか
	その他提案	<ul style="list-style-type: none"> 調査や計画策定について、独自に自由な提案があるか

10. 委託契約に関する事項

(1) 委託契約候補者の決定

本市は、選定委員会が選定した最高得点提案者を本業務委託契約にかかる委託候補者として決定する。ただし、次の各号のいずれかに該当し、最高得点提案者から業務委託契約が締結できない場合には、次点者を委託候補者とする。

- ①本要領5. 参加資格の要件を満たさないことが判明したとき。
- ②最高得点提案者が本業務の委託契約の締結を辞退したとき。
- ③最高得点提案者が、見積徴取の結果、協議を経てもなお契約締結ができなかったとき。
- ④その他の理由により最高得点提案者と契約の締結が不可能となったとき。

(2) 業務委託契約金額

業務委託契約金額は、本市の定める本業務委託契約にかかる予定価格の範囲内とする。

(3) 契約内容及び実施条件

- ①本業務委託の契約は、沖縄市契約規則等によるものとする。
- ②本業務における具体的作業については契約締結後に提案書で記載された内容をもとに、具体的業務内容、成果品の作成、提出に至るまで市と協議して進めるものとする。
- ③企画提案書に記載した配置予定技術者は、特別の理由により受託者と市の双方がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。
- ④受託事業者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託することはできない。ただし、必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。この場合においても、受託事業者は当該第三者の行為すべてについて責任を免れない。

(4) 契約後の実施内容

事業を実施するにあたっては、沖縄市と協議して進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではない。

1 1. 委託契約までの日程（予定）

※下記の日程は予定であり、変更になる場合がある。

内 容	日 程
公募開始	令和7年5月19日（月）
質問受付期間	令和7年5月19日（月）から 令和7年5月30日（金）17時まで
質問の最終回答日 （随時ホームページで公開）	令和7年6月6日（金）
参加表明の締切日	令和7年6月10日（火）17時まで
応募書類の提出日	令和7年6月12日（木）、13日（金） 9時～17時（12～13時は除く） ※台風等で閉庁となったときは、翌開庁日 まで
参加辞退申出の締切日	令和7年6月17日（火）17時まで

1次審査（書類審査）結果通知	令和7年6月24日（火）予定
2次審査（プレゼンテーション）	令和7年7月2日～8日のいずれかの日 ※第1次審査結果通知の際に通知
委託候補者の決定通知	令和7年7月10日（木）以降
委託候補者と委託内容等の調整 後、業務委託契約締結	令和7年7月中旬

12. お問い合わせ先

沖縄市 健康福祉部 障がい福祉課

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

TEL：098-939-1212（内線3151）

Mail：s_fukusia41@city.okinawa.lg.jp